

ライフサイクル インデックス

● 出生届…29
● 国民健康保険…36
● 妊婦健康診査…47

● 子ども医療…38
● 予防接種…48
● 認定こども園…49

● 小学校・中学校に
関する手続き…51
● 学童保育…52

● 国民年金…35
● 国民健康保険…36
● 選挙…60

● 婚姻届…29
● 戸籍・住民登録
…29



緊急時

防災情報…24

必要なとき

印鑑登録…29

大淀町暮らしの便利帳 行政ガイドインデックス



防災・救急

24

- ▶ 地域ぐるみで取り組む防災 …… 24
- ▶ 警戒レベルと避難情報 …… 24
- ▶ 避難するときに …… 25
- ▶ “もしも”のために準備しておこう …… 26
- ▶ 消防・救急 …… 28



届出・証明

29

- ▶ 届出 …… 29
- ▶ 印鑑登録の手続き …… 29
- ▶ マイナンバー制度 …… 30
- ▶ 各種証明書発行(手数料) …… 31



税金・年金

33

- ▶ 税のしくみ・納税の方法 …… 33
- ▶ 国民年金 …… 35



保険・医療

36

- ▶ 国民健康保険 …… 36
- ▶ 後期高齢者医療制度 …… 37
- ▶ 福祉医療費助成制度 …… 38



福祉・健康

39

- ▶ 介護保険制度 …… 39
- ▶ 地域包括支援センター(あんしんサポート) …… 42
- ▶ 障がい福祉 …… 44
- ▶ 生活保護 …… 45
- ▶ 健康 …… 45



子育て・教育

47

- ▶ 子育て支援 …… 47
- ▶ 子どもの予防接種 …… 48
- ▶ 乳幼児健康診査 …… 49
- ▶ 認定こども園・特別保育事業 …… 49
- ▶ 小学校・中学校に関する手続き …… 51

広告

一循環型社会の明日をめざす

大紀グループ



建設機械のレンタル

株式会社 **大紀**

本社 吉野郡下市町原谷 4-1
☎ 0747-52-0851
大淀営業所 吉野郡大淀町芦原 585-8
☎ 0747-52-7700

あなたの旅 演出します

株式会社 **大紀観光**

奈良県知事登録旅行業第 3-172 号
(社) 全国旅行業協会正会員
吉野郡大淀町芦原 585-8 ☎ 0747-52-5964
オートキャンプ・Day キャンプ
バーベキュー・野外研修に
下市町森林公園やすらぎ村
奈良県吉野郡下市町大字西山 550 ☎ 0747-58-0114

廃棄物中間処理施設

株式会社 **中吉野開発**

本社 吉野郡下市町大字原谷1
☎ 0747-52-1296
リサイクルセンター
吉野郡下市町大字板原 2353-5
☎ 0747-52-8870

- 税金…33
- 国民年金…35
- 国民健康保険…36
- ごみ…53
- 上水道…56
- 下水道…57
- 施設…61
- 国民年金…35
- 後期高齢者医療制度…37
- 介護保険…39
- 地域包括支援センター…42



生活・環境

53

- ▶ごみの分別ルール …… 53
- ▶犬の登録・狂犬病予防接種 …… 55
- ▶土地・景観 …… 55
- ▶建物 …… 55
- ▶上水道 …… 56
- ▶下水道 …… 57
- ▶し尿収集と浄化槽 …… 57



相談・自治会

58

- ▶各種相談 …… 58
- ▶あなたも自治会へ …… 58



議会・選挙

60

- ▶町議会のしくみ …… 60
- ▶選挙 …… 60



施設一覧

61

\\ 問合せはこちらまで //

▼大淀町役場ダイヤルインをご利用ください

部・課・係名など		TEL
議会事務局(庶務係、議事係)		0747-52-5564
総務部	総務課(総務係、人事係、広報広聴係、電算係、入札契約係、安全対策推進係)	0747-52-5501
	企画財務課(企画係、行政経営係、秘書係、地域振興係、財務係)	0747-52-5517
	税務課(庶務係、課税係、徴収対策室)	0747-52-5511
住民福祉部	福祉介護課(福祉係)	0747-52-5513
	福祉介護課(介護保険係)	0747-52-5530
	地域包括支援センター	0747-52-7760
	健康こども課(子育て支援係)	0747-52-5523
	健康こども課 保健センター(健康づくり係、保健予防係、地域医療係、母子すくすくセンター)	0747-52-9403
	子育てサポートセンター	0747-52-6801
	人権住民保険課(戸籍住民係、住民窓口係、国民年金係)	0747-52-5538
	人権住民保険課(国民健康保険係、後期高齢者医療係、福祉医療係)	0747-52-5528
	人権住民保険課 人権施策推進室	0747-52-5542
建設環境部	建設産業課(建設係、産業振興係)	0747-52-5543
	都市整備課(都市計画係、下水道係)	0747-52-5579
	環境整備課(環境政策係、環境保全係)	0747-52-5548
教育委員会	学務課(総務係、学校教育係)	0747-52-1522
	社会教育課(社会教育係、人権教育係、社会体育係)	0747-52-5549
	文化振興課(文化・文化財係、文化施設係、図書館係)	0747-54-2110
	文化会館	0747-54-2110
	図書館	0747-54-2120

その他町施設の問い合わせ先はP61施設一覧をご確認ください。

広告

一発解決！ゴミ片付けてスッキリ！
 ～浄化槽維持管理、産業廃棄物、PCBの処分まで～



太陽企業株式会社

奈良県吉野郡大淀町比曾1606番地 TEL:0746-32-5833 FAX:0746-32-2411



防災・救急

地域ぐるみで取り組む防災

問 総務課 ☎ 0747-52-5501

災害発生時には、地域の住民どうしで協力し合い、助け合うことが大切になります。地域で自主防災組織を結成して、防災知識を身につけ、いざというときの役割分担を決めるなどして、地域ぐるみで防災力を高めておきましょう。

自助

自分の命は自分で守る

共助

自分たちの地域は自分たちで守る

公助

町や県、国、防災関係機関が住民等を援助する



住民同士が協力して地域の防災力を高めよう

警戒レベルと避難情報

問 総務課 ☎ 0747-52-5501

水害や土砂災害の危険があるときには、町から警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」を発令します。町からの避難情報に合わせて、速やかに安全な場所へ避難しましょう。

※避難にあたっては、あらかじめ指定された避難所に向かうことにこだわらず、川や崖から少しでも離れた、近くの頑丈な建物の上層階に避難するなど、その時点で最善な安全行動をとりましょう。

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル⑤	すでに災害が発生している状況です。 命の危険があるため、直ちに安全確保をしましょう。	緊急安全確保 (大淀町が発令)
警戒レベル④ 全員避難	速やかに危険な場所から避難先へ全員避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難指示 (大淀町が発令)
警戒レベル③ 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(高齢者、障がいのある人、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 (大淀町が発令)
警戒レベル②	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル①	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

ハザードマップを確認しよう

日ごろからハザードマップを確認し、自宅や職場、学校などの近くの危険箇所や避難場所を確認しておきましょう。ハザードマップは役場窓口で配布しているほか、町ホームページにも掲載しています。



町ホームページ

避難・災害情報の収集方法

◆防災行政無線

町内各所に設置の屋外スピーカーから放送します。

◆町ホームページ

避難場所の情報や各種防災情報を提供しています。

◆エリアメール・緊急速報メール

区域内の携帯電話に災害・避難情報などを配信します。(NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル)

※メールを受信できない機種もあります。対応機種及び受信設定については、携帯電話各社へご確認ください。

◆大淀町公式LINE

町内の気象情報や避難情報を大淀町公式LINEアプリで配信しています。



◆国土交通省 川の防災情報

全国の雨量や川の水位、防災に関する情報などが確認できます。

◆気象庁

全国の気象や災害、洪水予報に関する情報が確認できます。



防災・救急

避難時のところがけ、心得

- 「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」が原則です。
- 避難した結果、何も起きなければ「よかった」という**心構えが重要**です。
- 避難指示等の対象とする区域はあくまでも目安です。その区域外でも、**危険だと感じたら速やかに避難**しましょう。

1. 正確な情報収集と自主的避難を

ラジオ・テレビで最新の気象・災害・避難情報に注意し、危険を感じたら自主的に早めに避難しましょう。

2. 安全な避難路の確認を

避難所までの経路が安全に通行できるかを確認し、家には避難先と安否確認を記したメモを残しておきましょう。

3. 火気の始末・ガスの元栓・戸締まりを忘れない!

避難する前に、ブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めましょう。また、戸締りも忘れないようにしましょう。

4. お年寄りなどの避難に協力

お年寄りや子ども、病気の人などは、早めの避難が必要です。近所のお年寄りなどの避難に協力しましょう。

5. 危険な場所は避けて

崖や川など、危険な場所には近づかないようにしましょう。浸水時の避難ではできるだけ高い道路を選び、溝や水路に十分注意しましょう。

6. すみやかに避難

危険が迫ったときは、役場や消防団から避難の呼びかけをすることがあります。そのときは、速やかに避難しましょう。

7. 安全で動きやすい格好を

避難の際は持ち物を最小限にし、安全で身軽に動くことを優先しましょう。長靴は水が入ると歩きにくいので履き慣れた底の固い靴を履いて避難しましょう。

8. 避難は2人以上で

なるべく単独行動を避け、隣近所の人たちに声を掛け合って集団で避難しましょう。何か起きた場合に、お互い助け合い、安否確認ができます。

9. 車での避難は控える(避難は原則徒歩で)

車での避難は緊急車両の通行の妨げとなります。特別な場合を除き、徒歩で避難しましょう。車を離れて避難するときは、鍵はつけたままドアはロックせず避難しましょう。

10. 万が一、逃げ遅れたときには

洪水などで浸水が始まった場合、歩ける水深はひざくらいまでが目安です。逃げ遅れた場合は、無理せず上階など高いところで救助を待ちましょう。



◆拠点避難所一覧

No.	施設名	所在地
1	旭ヶ丘総合センター	比曽327-1
2	文化会館	桧垣本2090
3	旧大淀西部幼稚園	今木779-4

◆避難所一覧

No.	施設名	所在地	使用可否	
			風水害時	震災時
1	教育支援センター	中増61-2	○	○
2	増口コミュニティセンター	増口14		○
3	旭ヶ丘総合センター	比曽327-1	○	○
4	大淀希望ヶ丘小学校	北野54-1	○	○
5	公民館馬佐分館	馬佐579-1	○	○
6	大淀緑ヶ丘小学校	土田365	○	○
7	奥越部老人憩いの家	越部548-2	○	○
8	公民館南大和分館	土田507-59	○	○
9	公民館南大和北分館	土田507-851	○	○
10	大淀中学校	桧垣本1581	○	○
11	文化会館	桧垣本2090	○	○
12	公民館吉野平分館	桧垣本1010-326	○	○
13	金吾町北郷コミュニティセンター	桧垣本587	○	○

No.	施設名	所在地	使用可否	
			風水害時	震災時
14	吉野路大淀iセンター	芦原536-1	○	○
15	矢走老人憩いの家	矢走550-1	○	○
16	大淀桜ヶ丘小学校	下淵959	○	○
17	県立奈良南高等学校	下淵983	○	○
18	公民館西町四丁目分館	下淵816	○	
19	県立大淀養護学校	下淵414-1	○	○
20	西町五丁目コミュニティセンター	下淵370-1		○
21	公民館香梨台分館	下淵1640-127	○	○
22	公民館車坂分館	下淵626	○	
23	高見台コミュニティセンター	桧垣本2245-144	○	○
24	桜ヶ丘総合センター	下淵1223	○	○
25	平畑体育館	桧垣本2445-19	○	○
26	鉾立コミュニティセンター	鉾立207-1	○	○
27	公民館大岩分館	大岩589	○	○
28	旧大淀西部幼稚園	今木779-4	○	○
29	薬水コミュニティセンター	薬水340-1	○	○
30	佐名伝公民館	佐名伝303		○
31	花吉野ガーデンヒルズ分館	福神2-89	○	○
32	花吉野ガーデンヒルズ第2分館	福神4-120		○

“もしも”のために準備しておこう

問 総務課 ☎0747-52-5501

非常持ち出し品の例

あなたや家族にとって「これがないと生活できないもの」を準備しておくことが大切です。

■非常持ち出し袋に入れておくといよいもの

- ☐ 現金（公衆電話用の100円と10円硬貨も多めに用意）
- ☐ 免許証・通帳・おくすり手帳などのコピー
- ☐ 非常食（缶詰・お菓子・レトルト食品等）
- ☐ 携帯用充電器
- ☐ 携帯ラジオ（予備電池含む）
- ☐ 懐中電灯（人数分）
- ☐ ヘルメット・笛・軍手・ロープ
- ☐ 筆記用具
- ☐ ポリ袋・ビニール袋
- ☐ ウエットティッシュ・トイレトペーパー
- ☐ 救急セット（くすり・消毒液等）
- ☐ 感染症予防グッズ（マスク・消毒液等）
- ☐ 着替え
- ☐ 防寒具・上着・カイロ
- ☐ 雨具
- ☐ タオル・洗面用具
- ☐ 携帯トイレ



■持ち出し時に入れるもの

- ☐ 貴重品（通帳・キャッシュカード等）
- ☐ 免許証・健康保険証・身分証明書

■自身の環境に合わせて準備するもの

- ☐ 予備の眼鏡・老眼鏡・コンタクトレンズ・洗浄液
- ☐ 車いす・杖・補聴器用電池
- ☐ 持病用のくすり
- ☐ 母子健康手帳・離乳食・粉ミルク・哺乳瓶
- ☐ 紙おむつ・おしりふき
- ☐ 生理用品
- ☐ ペットのエサなど（避難場所も検討）



■在宅避難時もインフラ代替品があると安心

- ☐ カセットコンロ・ボンベ
- ☐ 乾電池と充電電池
- ☐ 生活用水（風呂桶に水を張っておく）
- ☐ ペットボトルの飲料水
- ☐ 非常用トイレ（1人あたり1日5回分程度）



ローリングストック(日常備蓄)のすすめ

「ローリングストック」とは、ふだんから災害時にも食べられるような食材や加工食品を買っておき、使った分だけ買い足して、常に一定量の食料を備蓄しておく方法です。賞味期限切れや買い忘れを防ぐだけでなく、非常時でも食べ慣れているものがあることで、精神的なストレスも緩和されます。

ポイント

- 最低3日間、推奨1週間分以上を用意する
- 飲料水は1人1日あたり、3リットルが目安



避難所での感染症対策

災害時には、感染症拡大のリスクが高まるため、特に避難所では、衛生状態を保つための対策が大切です。飛沫感染や空気感染により感染拡大する恐れがあるため、感染症にまずは「自分がかからない」ように手洗い・消毒を徹底し、かかっても「他人にうつさない」ための咳エチケットなどを行いましょう。

手洗い・消毒

- トイレの後や食事の前には必ず手を洗いましょう。
- 水が出ない場合には、アルコール消毒剤を多めに手に取り、よく消毒しましょう。

食べ物

- 袋入りの食べ物は手でちぎったりせず、直接食べましょう。
- おにぎりを握る時は、使い捨て手袋の使用やラップに包んで作りましょう。

咳エチケット

- マスクを着用するなど感染症対策を徹底しましょう。体調不良や発熱症状等がある場合は、すみやかに申し出てください。

トイレ

- 汚した場合には、きれいにしてから出ましょう。
- 避難生活が長期化した場合は、掃除当番を決めるなど、お互いに協力し衛生的なトイレを維持しましょう。

ペットの避難 ～飼い主が備えておくべきこと～

避難所へのペットの同行避難は可能ですが、原則、避難者がいるスペースから離れた決められた場所につないだり、持参したケージ(おり)等に入れたりすることになります。

避難所のルールに従って、飼い主が責任を持って世話をしましょう。

災害時の心構え

避難所には、動物が苦手な人やアレルギーを持っている人など様々な人がいるので、周りの人に配慮しましょう。

ペットのしつけと健康管理

ケージやキャリーバッグ等に慣れさせておき、決められた場所で排泄ができるようにしつけておきましょう。また、予防接種や寄生虫の駆除をしておきましょう。

ペットの避難用具・備蓄品の用意

食料、リードやキャリーバッグ等、避難先での飼育に必要なものを予め用意しておき、持参しましょう。ペット用の避難物資が届くまでには時間がかかる場合があるので5日分(できれば1週間分以上)は用意しておきましょう。

詳しくは、町ホームページを確認してください。



防災・救急

通報はあわてず、正確に!!

問 警防課 ☎0747-52-1199

火事
のとき

火事です!
(家・山)が
燃えています。

火事や救急のときは119番



住所は、〇〇町
〇丁目〇番〇号です。
目標物は、〇〇です。

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。

※マンションやビルの場合、名称と〇階の〇号室とい
うことも知らせてください。

※住所がわからないときは、目標物になるもの(建物、
バス停など)を伝えてください。



救急
のとき

交通事故
(急病)です!

場所(住所)は、
〇〇町〇丁目〇番〇号
です。目標物は、〇〇です。

負傷者(病人)は〇〇で、状況(症状)は〇〇です。
・事故の場合:事故の状況、負傷者の数、容態
・急病の場合:患者の性別、年齢、症状

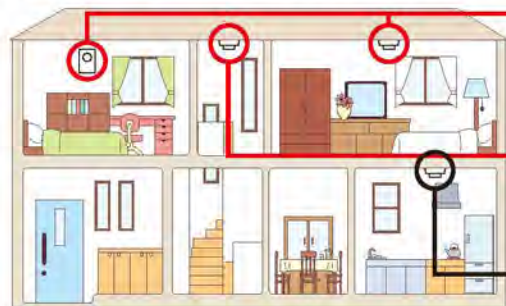
私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。

すべての住宅の寝室・階段に住宅用火災警報器の設置が必要です

問 予防課 ☎0747-52-1199

設置義務場所 → ○ 推奨場所 → ○

■設置場所(例:2階建ての場合)



寝室
(煙式)

普段寝室として使用している部屋(子ども部屋など
も含む)に設置が必要です。

階段
(煙式)

寝室がある階の階段上段に設置が必要です。3階建
の場合、1階にも設置が必要になる場合があります。

台所
(熱または熱式)

台所その他の火災発生の恐れが大きい場所にも設置
するように努めましょう。

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換しましょう。

奈良県救急相談ダイヤル

◆奈良県救急安心センター相談ダイヤル
(救急車か病院かで迷ったら)

- プッシュ回線・携帯電話からは #7119
 - ダイヤル回線・IP電話からは ☎0744-20-0119
- ※24時間受付

◆こども救急電話相談(子どもの急病時に)

- プッシュ回線・携帯電話からは #8000
 - ダイヤル回線・IP電話からは ☎0742-20-8119
- 平 日 午後6時～翌朝8時
土曜日 午後1時～翌朝8時
日曜日、祝日、年末年始 午前8時～翌朝8時



届出・証明

届出

問 人権住民保険課 ☎ 0747-52-5538

◆戸籍の届出

出生届		お持ちいただくもの
生まれた日を含め14日以内		●出生証明書 ●母子健康手帳
届出人	生まれた子の父または母	
届出地	父母の本籍地か所在地、子どもの出生地	

婚姻届		お持ちいただくもの
届出した日から法律上の効力が発生		●婚姻届書 ●届出人の本人確認ができる書類 ●マイナンバーカード(個人番号カード)
届出人	夫・妻になる人	
届出地	夫または妻の本籍地か所在地	

離婚届		お持ちいただくもの
届出した日から法律上の効力が発生		●離婚届書 ●届出人の本人確認ができる書類 ●マイナンバーカード(個人番号カード)
届出人	夫・妻	
届出地	夫妻の本籍地か所在地	

死亡届		お持ちいただくもの
死亡の事実を知った日から7日以内		●死亡診断書または死体検案書
届出人	親族、後見人など	
届出地	届出人の所在地、死亡者の本籍地、死亡地	

◆住民登録の届出

転入届		お持ちいただくもの
本町へ転入した日から14日以内		●転出証明書 ●届出人の本人確認ができる書類 ●外国籍の人は在留カードまたは特別永住者証明書 ●マイナンバーカード(個人番号カード)
届出人	本人、同一世帯の人、代理人(委任状が必要)	
届出地	町役場	

転出届		お持ちいただくもの
転出予定日まで		●届出人の本人確認ができる書類 ●マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの人は、マイナポータルサイトから転出の届出(オンライン申請)ができます。
届出人	本人、同一世帯の人、代理人(委任状が必要)	
届出地	町役場	

転居届		お持ちいただくもの
転居した日から14日以内		●届出人の本人確認ができる書類 ●外国籍の人は在留カードまたは特別永住者証明書 ●マイナンバーカード(個人番号カード)
届出人	本人、同一世帯の人、代理人(委任状が必要)	
届出地	町役場	

世帯変更届		お持ちいただくもの
変更した日から14日以内		●届出人の本人確認ができる書類
届出人	本人、同一世帯の人、代理人(委任状が必要)	
届出地	町役場	

印鑑登録の手続き

問 人権住民保険課 ☎ 0747-52-5538

資格

大淀町の住民基本台帳に登録をしている人で15歳以上の人

申請者

印鑑登録をする人は、登録する印鑑を本人自ら持参し申請するのが原則ですが、病気・その他やむを得ない理由により手続きをすることができないときは、代理人による申請もできます。代理人による申請の場合は代理人選任届が必要です。代理人選任届は町役場にあります。

印鑑登録

本人の意志により申請されたことを確認するため郵送により照会(郵送期間として3~4日必要)し、回答書を持参したときに登録できます。ただし本人の申請の場合、本人であることを証明する官公署発行の写真付の身分証明書、運転免許証等の提示があれば申請日に登録できます。

登録できる印鑑

印鑑の大きさは8mm~25mmまでで、印形(いんぎょう)の変化しやすい印鑑は、登録することができません。

詳しくは人権住民保険課までお問い合わせください。



マイナンバー制度

問 人権住民保険課 ☎0747-52-5538・総務課 ☎0747-52-5501

マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりに与えられる12桁の番号のことです。一人ひとりが固有の番号を持つことで、社会保障、税、災害等の行政手続きの効率化のほか、住民サービス向上のため、さまざまな場面での利活用が検討されています。犯罪など不正に使用される恐れがある場合を除き、番号は一生変わることはありません。

【通知カード】

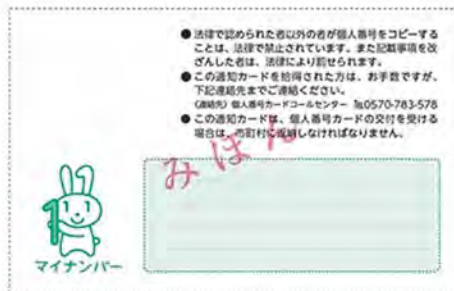
氏名・住所・生年月日・性別とマイナンバー(個人番号)が記載された紙製のカードで、マイナンバー(個人番号)を通知するためのものです。

(令和2年5月25日発行終了)

※ただし、記載内容(指名、住所、生年月日等)が、住民票と同じ方は、マイナンバー(個人番号)を証明する書類として、引きつづき、使用していただけます。



【表面】



【裏面】

【マイナンバー(個人番号)カード】

氏名・住所・生年月日・性別とマイナンバー(個人番号)が記載され、本人の顔写真が表示されたプラスチック製のカードです。申請により交付されます。ICチップを搭載しており、今後さまざまな利活用が検討されています。



【表面】



【裏面】

【マイナンバー(個人番号)カードの有効期限】

- 20歳以上の人は、10回目の誕生日まで
- 20歳未満の人は、5回目の誕生日まで
- ※外国籍の人は、上記有効期限と在留期間満了日のうち早い方

【表面記載の変更】

下記手続きを行う場合、記載事項の変更等が必要となりますので、マイナンバー(個人番号)カードをご持参ください。

- 転入・転居・国外転出などの異動
- 戸籍届出による氏名などの変更

【マイナンバー(個人番号)カードを紛失した場合】

【マイナンバー(個人番号)カード・通知カード全般についてのお問合せ】

- マイナンバー総合フリーダイヤル(専用ダイヤル)
☎0120-95-0178(無料)
- 個人番号カードコールセンター(専用ダイヤル)
☎0570-783-578(有料)

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。利用には登録が必要です。登録の申込は、マイナポータルサイトでできます。

各種証明書発行(手数料)

◆ 交付時に必要な書類－本人確認書類－

問 人権住民保険課 ☎0747-52-5538

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。
ご理解とご協力をお願いします。

	分類1(写真付き)	分類2	分類3
証明書類の名称	●マイナンバー(個人番号)カード ●運転免許証 ●旅券(パスポート) ●国または地方公共団体の機関が発行した顔写真付き身分証明書 ●住民基本台帳カード(写真付き) - など	●各健康保険被保険者証 ●国民年金手帳 ●年金証書 ●住民基本台帳カード(写真なし)	●学生証 ●法人発行の身分証書 ●分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書
	上記の内1点で確認	上記の内2点以上で確認	上記の証明書のみでは不可 分類2との組み合わせで確認

※詳しくは事前にお問い合わせください。

戸籍・住民票関係の発行

問 人権住民保険課 ☎0747-52-5538

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民票の写し	1通 300円	●本人の場合 ・本人確認書類 ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
住民票記載事項証明書	1通 300円	
戸籍全部・個人事項証明書	1通 450円	本籍地の市区町村で発行します。ただし、本籍地以外の市区町村でも発行できるもの(戸籍全部事項証明書等)があります。
除籍全部・個人事項証明書	1通 750円	【広域交付】
原戸籍謄・抄本	1通 750円	●戸籍に記載されている人など
戸籍記載事項証明書	1通 350円	による請求…請求事由不要
戸籍の附票	1通 300円	●第三者請求…請求事由必要
		・委任状が必要になります。
		・必要に応じて資料の提供や説明を求めます。
身分証明書	1通 300円	本籍地の市区町村で発行します。
		●本人の場合
		・本人確認書類
		●代理人の場合
		・委任状
		・代理人の本人確認書類
印鑑登録証明書	1通 300円	・印鑑登録証(カード)

コンビニ等交付サービス

問 人権住民保険課 ☎0747-52-5538

コンビニ交付サービスとは、マイナンバー(個人番号)カードを利用して、全国のコンビニエンスストアのキオスク端末(マルチコピー機)から証明書を取得できるサービスのことです。夜間や土・日曜日、祝日の町役場閉庁時間にも取得することができます。

■ 取得可能時間

午前6時30分～午後11時

※年末年始(12/29～1/3)とメンテナンス日を除く。

■ コンビニで取得できる証明書

住民票の写し
印鑑登録証明書(印鑑登録をしている人)

■ 交付手数料

住民票の写し 300円
印鑑登録証明書 300円

■ 必要なもの

マイナンバー(個人番号)カード、利用者証明用電子証明書の暗証番号(4ケタ)、交付手数料

税関係の証明書の発行

問 税務課 ☎0747-52-5511

証明書の種類	手数料	証明書の内容
住民税	所得証明書 1通 300円	所得金額の証明
	課税証明書 1通 300円	所得金額、所得控除および税額の証明
	非課税証明書 1通 300円	課税されていない証明
固定資産税	評価証明書 1通 300円	資産の評価額の証明
	公課証明書 1通 300円	評価額、課税標準額、税相当額の証明
	住宅用家屋証明書 1通 1,300円	登録免許税の税率軽減に該当する旨の証明
納税	納税証明書 1通 300円	納められた税額の証明
	完納証明書 1通 300円	すべての税目において滞納がないことの証明
	軽自動車税継続検査用 1通 無料	軽自動車税の滞納がないことの証明



届出・証明

農業委員会における申請・届出等

問 農業委員会(建設産業課) ☎0747-52-5543

農地の売買や貸し借り、農地を農地以外のものに変更(農地転用)したりする場合は、農業委員会へ申請書等を提出してください。各申請書および届出書に必要な添付書類やその他ご相談などは、農業委員会へお問い合わせください。

申請書・届出書等	内容	備考
農地の権利移動 (農地法第3条許可申請書)	農地を耕作目的で所有権移転をしたり、賃貸借権・使用貸借権等の権利を設定する場合	・申請書のほかに添付書類が必要です。
農地の自己転用 (農地法第4条許可申請書または届出書)	自らの農地を転用する場合	・農地の場所により申請書と届出書があります。
権利移動等を伴った転用 (農地法第5条許可申請書または届出書)	所有権の移転や賃貸借権等の権利設定を伴う農地転用をする場合	・申請書・届出書のほかに添付書類が必要です。

※なら担い手・農地サポートセンター(農地中間管理機構)では、農地を貸したい方、借りたい方を募集し、農地の出し手(貸したい方)から農地を借り受け、受け手(借りたい方)へマッチングします。申し込みについては農業委員会までお問い合わせください。
なら担い手・農地サポートセンターは法律に基づき県知事の指定を受けた公的機関ですので安心してご相談ください。

森林所有に関する届出

森林の土地を取得したときや森林の立木を伐採するときには建設産業課へ届出書等を提出してください。各種届出書や詳細については、建設産業課までお問い合わせください。

●森林の土地の所有者届出書

内容	個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林の土地を新たに取得した場合
備考	面積が小さくても届出の対象となります。所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出を行ってください。

●伐採及び伐採後の造林の届出書

説明	森林の立木を伐採する場合
備考	伐採を始める90日から30日前までに届出が必要です。

●伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書

説明	伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告
備考	造林を完了した日から30日以内

※届出を出さなければ過料が科されることがあります。



届出・証明





税金・年金

住みよい環境のもとで生活するために、町税の果たす役割は重要です。

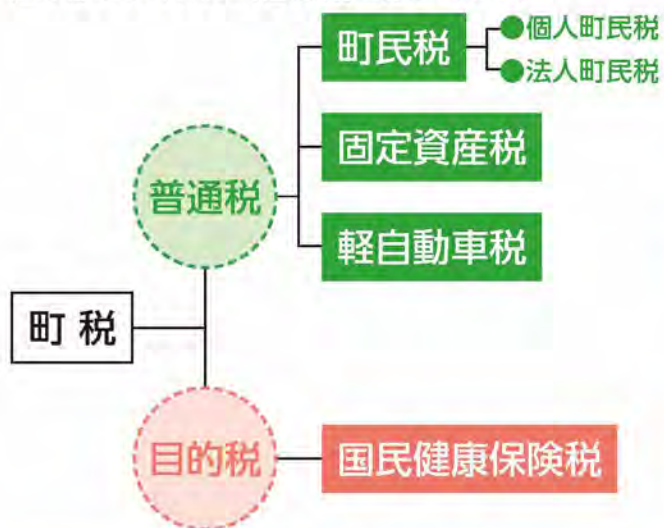
みなさんに納めていただく町税は、福祉、教育、土木など町のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。

税のしくみ・納税の方法

問 税務課 ☎ 0747-52-5511・人権住民保険課 ☎ 0747-52-5528

◆主な町税のしくみ

町税は、使い道が限定されていない「普通税」と、使い道が定められている「目的税」に分かれます。



町税は、自主的に納期限内に納めていただくのが原則です。納期限内に納めましょう。

町税を納付できないときは…

災害や病気、失職などで納税が困難なときに、納税の猶予などを受けられる場合があります。詳しくは、税務課・人権住民保険課へお問い合わせください。滞納したままですと、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もありますので、注意してください。

◆納税の方法

町から納付書を郵送します。

以下の方法により、納期限内に納付してください。

1 町役場にて納付

2 指定金融機関にて

●窓口で納付

●口座振替で納付

指定金融機関	窓口収納	口座振替
南都銀行 本支店	○	○
奈良県農業協同組合 本支店	○	○
りそな銀行 本支店	×	○
あいち銀行 本支店(旧:中京銀行)	○	×
近畿労働金庫 本支店	○	○

指定金融機関	窓口収納	口座振替
ゆうちょ銀行・郵便局	○	○

●口座振替を希望する場合は、税務課または町内金融機関に備えてある「口座振替依頼書」にて直接金融機関でお申し込みください。

必要なもの

納税通知書、通帳、取引印(通帳届出印)

3 コンビニエンスストアにて

4 スマートフォン決済アプリにて

PayPay、PayB、d払い、auPAY

※スマートフォンアプリで納付いただいた場合、領収書は発行されません。

5 地方税共通納税システム(eL-QR)にて

納付書に印刷される「eL-QR(地方税統一QRコード)」を利用して、納付書裏面に記載されている金融機関に加え、全国の共通納税対応金融機関で納付可能となるほか、自宅のパソコンやスマートフォンを使って、地方税共同機構「地方税お支払サイト」からクレジットカードやインターネットバンキングなどでも納付できます。

金融機関を利用する場合

金融機関窓口へ納付書を直接お持ちください。共通納税対応金融機関については、右記をご覧ください。

全国共通納税対応金融機関はこちら



スマートフォン決済アプリを利用する場合

納付書の「eL-QR(地方税統一QRコード)」を読み取ってください。

「地方税お支払サイト」を利用する場合

「地方税お支払サイト」にアクセスし、納付書に記載されている「eL-QR(地方税統一QRコード)」をカメラで読み取るか、または「eL番号」を入力することにより下記の方法でお支払いすることができます。

●クレジットカード払い(別途手数料がかかります)

●インターネットバンキング

●口座振替(事前にeLTAXの利用者登録と口座登録が必要です)

●ページ番号を発行しATM等で支払う
地方税お支払サイトはこちら
(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



税金・年金

主な税金の種類・納期

問 税務課 ☎ 0747-52-5511・人権住民保険課 ☎ 0747-52-5528

税金の種類	納税義務者	納 期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人町民税	個人の前年の所得などを基に計算される税金で、均等に負担していただく均等割と所得に応じて負担していただく所得割から成り立っています。 1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった人			1期		2期		3期		4期			
		給与からの特別徴収:毎月											
		公的年金からの特別徴収:年金支給月											
固定資産税	固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する町が課税する税金です。 1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する人	1期			2期		3期		4期				
軽自動車税	原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対してかかる税金です。 4月1日現在、原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)を所有する人		全期										
国民健康保険税	町が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的とした税金です。 世帯を単位とし、世帯主が納税義務者になります。				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
		公的年金からの特別徴収:年金支給月											

◆国税・県税についてのお問い合わせは

項 目	問い合わせ先	
国税について(所得税)	吉野税務署	☎ 0746-32-3385
国税について(相続税、贈与税)	葛城税務署	☎ 0745-22-2729
県税について(法人県民税、不動産取得税、自動車税など)	奈良県中南和県税事務所	☎ 0744-48-3000

※吉野税務署管内の資産課税関係の相談等の事務全般は葛城税務署資産課税部門が行っています。

◆税に関する証明が必要なとき

各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる人の本人確認ができるものをお持ちください。

●税関係の証明書の発行について…P31



国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活を安定させるほか、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、経済的な援助を受けることができる制度です。

国民年金加入者



**第1号
被保険者**

- 自営業者
- 農林漁業従事者
- 学生



**第2号
被保険者**

厚生年金や共済組合に加入している人

- 会社員
- 公務員



**第3号
被保険者**

第2号被保険者の被扶養配偶者

- 会社員の妻
- 公務員の妻

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく**全国一律**です!

第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。



国民年金の給付と種類

基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある人が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に、初診日のある病気やけがで障がい者になった人が受けられる年金です。 ※受給要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる妻または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する 独自給付	付加年金	付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けことなく死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金を受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないときにご遺族に支給されます。



税金・年金

国民年金基金

第1号被保険者で国民年金に加入している人には、会社員や公務員が受ける厚生年金などのような上乗せがありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入できます。

◆こんなときは届出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、全員が加入します。

届出が必要なとき	必要なもの
会社などを退職したとき	基礎年金番号またはマイナンバー(個人番号)がわかるもの・退職日がわかる書類
厚生年金や共済年金加入者の被扶養者でなくなったとき	基礎年金番号またはマイナンバー(個人番号)がわかるもの・喪失日がわかる書類
年金を受けようとするとき	町役場人権住民保険課へお問い合わせください。
被保険者や受給権者が死亡したとき	町役場人権住民保険課へお問い合わせください。

■保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。

学生納付特例制度	納付猶予制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の人については、保険料の納付を猶予する制度があります。



国民健康保険

問 人権住民保険課 ☎ 0747-52-5528

国民健康保険とは

会社などの各種健康保険に加入されていない人が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなで保険税を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。



◆こんなときは届出を

国民健康保険に加入するとき、または脱退するときは、人権住民保険課へ14日以内に届出をしてください。
各種手続きにはマイナンバー(個人番号)が必要です。代理人が手続きに来られる場合、委任状が必要になります。

	届出が必要なとき	必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他市区町村から転入したとき	●転出証明書(転入手続きをしてください。)
	職場の健康保険をやめたとき (退職時・任意継続保険脱退時)	●職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	●母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	●保護廃止決定通知書
国民健康保険を脱退するとき	他市区町村へ転出するとき	●国民健康保険資格確認書、または資格情報のお知らせ
	職場の健康保険に加入したとき	●国民健康保険資格確認書、または資格情報のお知らせ ●加入した健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせ または健康保険に加入したことがわかるもの
	生活保護を受けるようになったとき	●国民健康保険資格確認書、または資格情報のお知らせ ●保護開始決定通知書
	死亡したとき	●国民健康保険資格確認書、または資格情報のお知らせ ●死亡を証明するもの
その他	住所、氏名、世帯主が変わったとき	●国民健康保険資格確認書、または資格情報のお知らせ
	世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき	●国民健康保険資格確認書、または資格情報のお知らせ
	国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせを紛失したとき	●本人確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)
	就学により別に住所を定めたとき	●国民健康保険資格確認書、または資格情報のお知らせ ●在学証明書など

※マイナ保険証・・・保険証利用登録をしたマイナンバーカードのことです。

◆国民健康保険税の決め方

国民健康保険税は、加入者の人数や所得等に応じて計算し、世帯主に対して課税されます。

⚠ 国民健康保険税を滞納すると

国民健康保険税を特別な事情もなく滞納した場合、保険給付を受けることができない特別療養費の対象者となります。

この場合、国民健康保険税を完納するまでは医療費をいったん全額負担いただくことになります。後日、領収書等を持参し、役場の窓口で納税相談の上特別療養費の申請を行うことで、一部負担金を差し引いた金額の支給を受けることができます。

主な給付

医療機関での自己負担割合

- 小学校入学前の人: 2割
- 小学校入学後～70歳未満の人: 3割
- 70歳以上75歳未満の人: 2割 (ただし、現役並み所得者は3割)

主な給付

項目	内容
高額療養費	1か月の医療費の自己負担額が一定額を超えたときは、申請することにより、超えた分が払い戻されます。ただし、保険適用外の差額ベッド代、食事代等は対象外となります。
高額医療・高額介護合算制度	世帯内で1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の医療保険と介護保険における自己負担額の合算額が一定の限度額を超えた場合に、その超えた分が支給されます。
出産育児一時金	P47の「各種助成」をご覧ください。
療養費	コルセット等の治療用補装具を作ったときや緊急その他やむを得ない理由で医療機関等に保険証を提示できなかった場合等は、申請することにより、審査決定後、自己負担額を除いた額が払い戻されます。
葬祭費	保険加入者が死亡したとき、その葬祭を行った人に葬祭費として30,000円が支給されます。
交通事故にあった場合	交通事故等第三者から傷病を受けた場合でも、加入保険へ届出することにより保険診療が受けられます。加害者から治療費を受けとったり、示談を済ませたりすると保険が使えなくなりますので、示談の前に必ずご相談ください。

※後期高齢者医療制度でも同様の給付が受けられます。(ただし、出産育児一時金は除きます。)

後期高齢者医療制度

問 人権住民保険課 ☎ 0747-52-5528

後期高齢者医療制度とは

この制度は、高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者の医療費を支え合うためにつくられ、都道府県単位ですべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が保険者となって運営するものです。

75歳(一定の障害があると認定されたときは65歳)以上の方は「後期高齢者医療制度」の被保険者となって医療を受けます。

対象となる人(被保険者)

● 75歳以上の人

75歳の誕生日から加入します。
加入手続きは必要ありません。



- 65歳以上75歳未満の一定程度の障がいがある人で、申請により広域連合の障害認定を受けた人で、申請により広域連合の障害認定を受けた日から加入します。障害認定により、後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、手続きが必要です。また、認定後75歳になるまで、いつでも将来に向かって撤回することができます。

医療機関での自己負担割合

医療機関での自己負担割合は1割(所得が基準以下の方)、2割(1割、3割に当てはまらない方)、3割(現役並みの所得がある方)となります。

75歳になられる人

加入手続きの必要はありません。75歳の誕生日までに資格情報のお知らせまたは資格確認書をお届けします。マイナ保険証、資格情報のお知らせまたは資格確認書は誕生日から使用してください。

65歳以上で障害認定を受けて加入される人

障害認定を受けようとする人は、身体障害者手帳、または障がいの程度が確認できる年金証書等と印鑑を用意して、人権住民保険課へ申請してください。

なお、75歳になるまでは、いつでも申請を撤回することができます。ただし、日をさかのぼって撤回することはできません。



保
険
・
医
療

◆お届けするもの

●マイナ保険証を登録している人・・・

「資格情報のお知らせ」をお届けします。

※R7.7.31までは資格確認書をすべての方にお届けします。

資格情報のお知らせはR7.8.1以降にお届けします。

●マイナ保険証を登録していない人、上記以外の人・・・

「資格確認書」をお届けします。

住所異動された人

住所異動手続きの約1週間後にお届けします。1週間以内に受診予定のある人は、人権住民保険課に申し出てください。

定期更新

毎年7月下旬に資格情報のお知らせまたは資格確認証をお届けします。有効期間は8月1日から翌年の7月31日までです。

■保険料の決め方

保険料は被保険者一人ひとりに対して計算されます。

均等割額 被保険者全員が 均等に負担	+	所得割額 被保険者の所得 に応じて負担	=	年間保険料 4月から翌年3 月までの1年間
--------------------------	---	---------------------------	---	-----------------------------

年度の途中で被保険者の資格を取得したときや喪失したときは、月割りで計算した保険料になります。

※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。

■主な給付

国民健康保険と同様の給付が受けられます。詳しくは、P37の「主な給付」をご覧ください。

福祉医療費助成制度

問 人権住民保険課 ☎ 0747-52-5528

助成制度名	対象者	所得制限	給付方式	一部負担金
子ども医療	0歳児～ 小学校入学前までの未就学児	なし	現物給付	通院:1医療機関につき 500円/月 入院:2週間未満 500円/月、2週間以上 1,000円/月 ※医療機関にて保険証と受給資格証を提示し一部負担金のみ支払う。
	小学生・中学生・高校生			通院:1医療機関につき 1,000円/月 入院:2週間未満 500円/月、2週間以上 1,000円/月 ※医療機関にて保険証と受給資格証を提示し一部負担金のみ支払う。
心身障害者医療	1歳以上高校生までの1・2・3級の身体障害者手帳 またはA1・A2判定の療育手帳を所持している人	あり	現物給付	通院:1医療機関につき 500円/月 入院:2週間未満 500円/月、2週間以上 1,000円/月 ※医療機関にて保険証と受給資格証を提示し一部負担金のみ支払う。
	高校卒業後から75歳未満で1・2・3級の身体障害者手帳 またはA1・A2判定の療育手帳を所持している人		自動償還	通院:1医療機関につき 500円/月 入院:2週間未満 500円/月、2週間以上 1,000円/月 ※医療機関にて保険証と受給資格証を提示し保険証の負担割合で支払う。約3ヶ月後に登録口座へ振り込まれる。
ひとり親家庭等医療	ひとり親家庭の18歳未満の児童およびこれに準じる人	あり	現物給付	通院:1医療機関につき 500円/月 入院:2週間未満 500円/月、2週間以上 1,000円/月 ※医療機関にて保険証と受給資格証を提示し一部負担金のみ支払う。
	ひとり親家庭の親およびこれに準じる人		自動償還	通院:1医療機関につき 500円/月 入院:2週間未満 500円/月、2週間以上 1,000円/月 ※医療機関にて保険証と受給資格証を提示し保険証の負担割合で支払う。約3ヶ月後に登録口座へ振り込まれる。
重度心身障害老人等医療	後期高齢者医療制度に加入している人で、1・2・3級の身体障害者手帳、またはA1・A2判定の療育手帳を所持している人およびひとり親家庭等医療費助成制度に該当している人	あり	自動償還	通院:1医療機関につき 500円/月 入院:2週間未満 500円/月、2週間以上 1,000円/月 ※医療機関にて保険証を提示し保険証の負担割合で支払う。約3ヶ月後に登録口座へ振り込まれる。

※保険適用外の費用、入院時の食事負担などは助成の対象外となります。

※県外で受診した場合は領収書を持参のうえ、役場人権住民保険課で手続きする必要があります。

※医療機関窓口での支払いが困難な場合は、ご相談ください。

※保育所、幼稚園、小・中学校、高校でのけがについては、各校園等において加入している日本スポーツ振興センター災害給付制度での給付となり福祉医療費助成の対象外となります。

◆手続きの必要書類

保険証等・口座のわかるもの・本人または配偶者・扶養義務者の所得の記載のある(非)課税証明(必要な方のみ)
個人番号通知カード(本人及び所得確認が必要な人)・手続きに来る人の身分確認書類



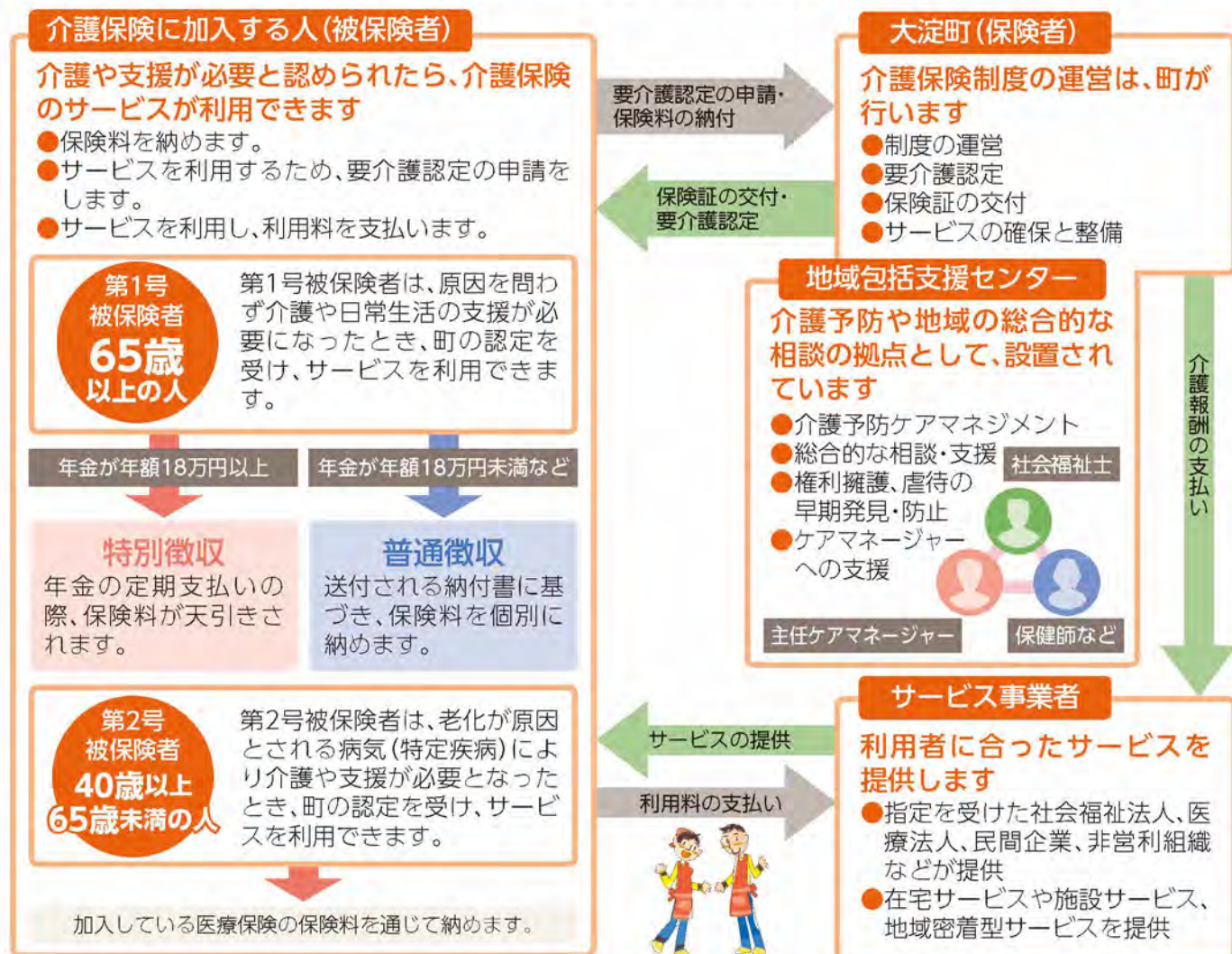
福祉・健康

介護保険制度

問 福祉介護課 ☎ 0747-52-5530

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



福祉・健康

広告

別誂え ご婚礼ふとん
わた
製造販売
打直し・ふとん仕立
寝具一式
カーテン・カーペット

吉野綿業

下市町堀毛(下市役場前)

☎(0747)52-5544(代)

社会福祉法人 総合施設 **美吉野園**

大淀町下淵629番地
TEL 0747-52-5555

- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 老人短期入所事業
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 障害者支援施設
- 福祉型障害児入所施設
- 障害児通所支援事業
- 障害福祉サービス
- 訪問介護・訪問看護
- 診療所

ケアテック吉野

優しさをかたちに
(アスカ美装(株)グループ会社)

**介護福祉用品レンタル
販売・住宅改修**

**介護相談受付中！
ケアマネ常駐しています！**

**リハビリ・運動特化
半日型デイサービス
午前・午後の2部制**

いつでも見学が出来ます。

☎ **0746-34-3355**

奈良県吉野郡大淀町北野78-10

要介護認定までの流れ

問 福祉介護課 ☎ 0747-52-5530

サービスを利用するためには、町に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

認定の申請



福祉介護課に認定の申請をしてください。申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、ケアマネジャーなどに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
 - 介護保険の保険証
 - 健康保険の保険証(第2号被保険者の場合)
- 申請書には主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がいない場合は福祉介護課までご相談ください。

調査と審査



訪問調査

認定調査員がご自宅や病院へ訪問し調査します。

主治医の意見書

医師から介護を必要とする疾患などについての記載を受けます。

審査・判断

調査票の基本調査、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で「要介護度」を判定します。

認定結果

要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援2

要支援1

事業対象者

非該当



要介護度は8段階に区分されます。要介護度により、サービスの種類・利用上限が異なります。

介護サービス
(介護給付)

居宅介護支援事業所に依頼

介護予防サービス
(予防給付)

地域包括支援センターに依頼

総合事業

地域包括支援センターに依頼

介護予防事業

地域包括支援センターに相談

※総合事業とは、地域の実情に応じて、地域の活動主体が多様なサービスを展開し、高齢者等を地域ぐるみで支え合うことをめざした事業です。

広 告

福祉用具 介護用具
レンタル・販売
住宅改修

野木商店(株)

大淀町桧垣本 20 番地

TEL0747-52-2368
FAX0747-52-9308

自分の家のように
気楽にお過ごしいただけます
デイサービス・ケアプランセンター

みなみやまと

介護のことやちょっとした困りごとなど
まずはご相談お待ちしております。

地域密着型通所介護事業所 / 居宅介護支援事業所

デイサービスの食事代
無料!

無料体験・見学受付中
☎0747-64-8180



医療法人 弘仁会
南和病院
介護医療院
NURSING CARE CLINIC

南和病院
デイサービスセンター

南和病院
介護支援センター

〒638-0833 奈良県吉野郡大淀町福神1-181

TEL(0747) 54-5800 FAX(0747) 54-5700

https://koujin.jp E-mail:nanwa@koujin.jp

介護保険サービス

問 福祉介護課 ☎ 0747-52-5530

◆自宅で受ける

①訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、排せつの介助や、掃除、洗濯などの日常生活の援助を行います。

②訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

③訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問しリハビリテーションを行います。



◆介護環境を整える

⑦福祉用具貸与

日常生活の自立を援助するための福祉用具をレンタルするサービスです。要介護度により利用できる器具が異なります。

⑧福祉用具購入

特定介護予防福祉用具を、指定された事業者から購入したときに購入費(上限あり)が支給されます。購入前に申請が必要です。

⑨住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に改修費用(上限あり)が支給されます。改修前に申請が必要です。



◆施設に通う

④通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターなどに通所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。

⑤通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上の機能訓練などを日帰りで行います。



◆短期の入所

⑥短期入所生活介護・ 短期入所療養介護(ショートステイ)

介護施設に短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。日常の「生活介護」と医療上のケアを含む「療養介護」があります。



◆施設サービス

⑩介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で日常生活に常時介護が必要で、自宅での適切な介護が困難な人が入所します。

⑪介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護・介護・機能訓練を行い家庭への復帰を支援します。

⑫介護医療院

要介護者に対して、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。



◆地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために地域の特性に応じたサービスが受けられます。サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。



⑬認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

⑭地域密着型通所介護

⑮看護小規模多機能型居宅介護など

広告

グループホーム&
デイサービスセンター
さくらの里
無料体験・見学は随時受け付けております。
お気軽にお声をかけて下さい

自然豊かなこの町で
あなたらしく
暮らしてみませんか

近鉄吉野線 福神駅下車 お車で5分
近鉄吉野線 吉野口駅・下市口駅下車 お車で10分
〒638-0841 吉野郡大淀町今木 880 番地
TEL. **0745-67-9110**
FAX.0745-67-9111

医療法人 **豊生会**
介護老人保健施設 デイケアセンター
ていあほふ吉野
For Dear Life
大淀町矢走666-6
☎0747-54-3388(代)
内科・リハビリテーション科・放射線科/人間ドック [往診可]
トミークリニック
●内科診療 月 火 水 木 金 土
am 9:00~12:00 ● / ● ● ● ● ●
日曜・祝日休診
大淀町矢走666-6 ☎0747-54-5500(代)



福祉・健康

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)サービス

問 福祉介護課 ☎ 0747-52-5530

①訪問系サービス

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や掃除、洗濯などの日常生活の援助を行います。

②通所系サービス

デイサービスセンターなどに通所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。

地域包括支援センター(あんしんサポート)

問 地域包括支援センター ☎ 0747-52-7760

地域包括支援センターは、高齢者等が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を包括的に支援します。

地域包括支援センターでは、医療や介護の専門職(保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士)がみなさんの生活やお困りごとなどをサポートします。



地域包括支援センターにお任せください

なんでもご相談ください(総合相談業務)

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他生活全般の相談をお受けします。

みなさんの権利を守ります(権利擁護業務)

安心して生活できるように、みなさんの権利を守るための支援を実施します。

自立した生活ができるように支援します(介護予防ケアマネジメント業務)

要支援と認定された人や介護が必要となる恐れの高い人などが自立して生活できるよう、介護予防や介護サービスの利用につながるように支援します。

地域ぐるみでみなさんの生活を支援します(包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)

さまざまな機関とのネットワークをつくり、暮らしやすい地域をつくれます。



福祉・健康



はじまります

福祉のお困りごと相談

(地域共生社会をめざした重層的支援体制整備事業)

複数の生活課題を有する地域住民のみなさまを支援するために、制度や組織の垣根を超え、役場一丸となって地域共生社会の実現をめざします。

また、本人や家族、役場だけでは解決できない問題や課題については、医療や介護、福祉事務所や保健所、さらには、地域の活動団体との連携・協働により解決をめざすとともに、個人の課題から把握した地域課題の解決もめざします。

ご自宅への訪問も可能です。福祉についての心配ごとや悩みごとについて、お気軽にご相談ください。

福祉のお困りごと相談についてのお問い合わせ先

福祉介護課 ☎ 0747-52-5513 ✉ fukushikaigo@town.oyodo.lg.jp



福祉・健康

— 広 告 —

お気軽にご相談下さい

**介護用品
販売・レンタル**

介護用ベッド 車イス 生活介護用品他

バリアフリー等 住宅改修工事に
関するご相談も承ります

ケアプラン作成

有限会社 はたホームケアサービス

吉野郡吉野町榑井494-1

TEL 0746-32-5329

FAX 0746-32-5347

手帳の交付について

障害者手帳には次の3種類があります。手帳の交付を受けることで税金の控除・減免や交通運賃の割引、各種サービスを利用することができます。なお、障がいの等級や所得制限等により、福祉制度の適用内容が異なります。

①身体障害者手帳

指定医の診断を受けた人が対象となります。所定の申請用紙に、診断書、写真を添えて提出してください。等級の変更は再度、指定医の診断を受ける必要があります。

②療育手帳

こども家庭相談センター、知的障害者更生相談所で判定を受けた人が対象となります。申請書に写真を添えて提出してください。

更新については、次回判定時期に再判定を受ける必要があります。

③精神障害者保健福祉手帳

指定医の診断を受けた人が対象となります。所定の申請用紙に、診断書を添えて提出してください。(障害年金を受給されている場合は、障害年金証書等で申請することもできます。)

写真の添付は自由ですが、写真がないと本人確認ができないため、受けられないサービスがあります。

手帳の期限は2年ですので、期限までに再度更新を行う必要があります。

■自立支援医療(更生医療)

身体障害者手帳所持者で、手術等によって障がいの程度を軽くしたり、人工透析など障がいの進行を防ぐことが可能な人が対象となります。申請時には、指定医による診断書の提出が必要です。保険診療の自己負担額の全部または一部を助成します。

■自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患で通院中の人に、精神通院医療として助成を行います。

■補装具の交付・修理(車椅子・補聴器等)

身体障害者手帳所持者および難病患者等に、身体の失われた部分や障がいのある部分の機能を補うための器具の購入費・修理費の全部または一部を助成します。(ただし、所得制限があります。)

■介護給付・訓練等給付費

介護給付ではホームヘルプ(入浴、排せつ、食事の訪問介護等)、ショートステイなどを行います。

訓練等給付では、自立した日常生活や社会生活ができるような訓練、就労に向けての知識および能力の向上のために必要な訓練や働く場所の提供等を行います。

地域生活支援事業

障がいのある人やその家族が、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、サービスを提供します。代表的なサービスには下記のものがあります。

①相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者からの相談について、関係機関と連携を図りながら相談に応じます。

②コミュニケーション支援事業

手話通訳者の派遣等を行います。

③日常生活用具の給付

ストマ用装具、人工喉頭などの給付を行います。

④移動支援事業

外出支援サービスを行います。

⑤地域活動支援センター

障がいのある人が通う施設で、創作的活動または生産活動の機会の提供を行います。

⑥日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援および日常介護の一時的な負担軽減を図ります。



広 告



・施設入所支援
・生活介護
・短期入所 をご利用いただけます。



社会福祉法人 嚶鳴学院
障害者支援施設 五條学園
 〒637-0027 奈良県五條市島野町 745 番地
 TEL (0747)22-7115

各手当

障がいのある人および障がいのある児童を家庭で監護している人に、特別障害者手当、障害児福祉手当、大淀町障害者福祉手当、大淀町障害児介護手当、特別児童扶養手当が支給されます。ただし、障がいの程度、所得の状況で対象とならない場合があります。

その他障がい福祉サービス

これまでのサービス以外に、タクシーの基本料金助成、有料道路の割引、NHK受信料の免除、鉄道運賃・バス運賃等の割引があります。ただし、障がいの程度や所得の状況により、利用できない場合があります。

生活保護

問 福祉介護課 ☎ 0747-52-5513

病気・失業などのために日常生活が困難となり、資産・多種援助制度などを活用しても最低限度の生活を維持することができない世帯に、健康で文化的な生活ができるよう援助を行うとともに、その自立を促すことを目的とした制度です。※大淀町の場合、奈良県吉野福祉事務所へ申請することになります。



健康

問 保健センター ☎ 0747-52-9403

健康診査

問 保健センター ☎ 0747-52-9403・人権住民保険課 ☎ 0747-52-5528

健康診査項目		対象者(町民のみ)	健康診査内容
人権住民保険課	特定健康診査	満40歳～74歳の国民健康保険加入者	身長・体重・腹囲・血圧測定・血液検査(脂質・肝機能・腎機能・血糖)・尿検査・貧血検査・心電図検査・問診 ※医師が必要と認めたときは、眼底検査があります。
	後期高齢者の健康診査	後期高齢者医療制度加入者	
保健センター	健康診査	生活保護世帯の人	担当課にご確認ください。



福祉・健康



検診

大淀町の検診は、個別方式と集団方式で行います。受診できる検診項目が異なりますので、注意してください。

個別
方式

契約医療機関で検診を受けます。

集団
方式

指定された日時に保健センター等で検診を受けます。

検診項目	対象者(町民のみ)	検診内容	個別方式	集団方式
胃がん検診	40歳以上の人	胃部X線撮影(胃バリウム検診)	○	○
	50歳以上の人(2年度に1回)	胃内視鏡検査(胃カメラ検診)	○	×
大腸がん検診	40歳以上の人	便潜血検査(検便)	×	○
肝炎ウィルス検診	40歳以上の人(以前に町での検査を受けた人を除きます。)	血液検査 (B型肝炎ウィルス検査・C型肝炎ウィルス検査)	×	○
肺がん検診	40歳以上の人	胸部X線撮影(必要時、喀痰検査) ※結核レントゲン検診を受ける人は、受診できません。	×	○
結核レントゲン検診	65歳以上の人	胸部X線撮影	×	○
前立腺がん検診	40歳以上の男性	血液検査(PSA)	×	○
子宮頸がん検診	20歳以上の女性(2年度に1回)	視診・内診・子宮頸部細胞診	○	○
乳がん検診	40歳以上の女性(2年度に1回)	乳房X線撮影(マンモグラフィ) (原則1方向・40歳代のみ2方向) ※視診・触診を実施する医療機関もあります。	○	○

その他の保健事業

◆成人のための保健事業

■成事業内容

健康教育	生活習慣病予防に関する健康・栄養・運動の講話および実習など
健康相談	生活習慣病や健康診査で注意が必要な人へ、保健師や栄養士による健康・栄養・運動に関する相談
ヘルスサポーターの養成	健康・栄養・運動などについての基礎知識を学び、健康づくりのリーダーとして地域住民への普及啓発
インフルエンザ予防接種	満65歳以上の人および満60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器などに重度の疾患がある人(身体障害者手帳1級相当)の希望者に対して実施 ※一部自己負担あり
新型コロナワクチン接種	
肺炎球菌予防接種	満65歳になる人で希望者に対して実施 ※一部自己負担あり (助成制度は1人につき1回のみ)

◆精神保健事業

こころの健康・精神疾患に関する相談

◆その他

■事業内容

献血	移動献血車により町内各所で実施 (日本赤十字社の事業)
----	--------------------------------

このほかにも、保健センターでは健康や栄養、運動に関する教室や相談などを行っています。
詳しい内容や日程は、広報紙の「けんこうガイド」に毎月掲載しています。

広 告



歯科・小児歯科・矯正歯科

医療法人

うえむら歯科

Uemura Dental Clinic

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前 9:30~12:30	●	●	●	●	●	●	／
午後 2:00~ 7:00	●	●	●	／	●	★	／

検 査 本 1677-1

TEL 0747-52-2468

うえむら歯科





福祉・健康



子育て・教育

子育て支援

妊婦健康診査

問 保健センター ☎0747-52-9403

■妊婦健康診査

妊娠中の健康診査(14回を限度)に要する費用の一部を補助しています。

受診には

- 妊婦健康診査を受診する際、妊婦健康診査補助券に母子健康手帳を添えて医療機関の受付に提出してください。
- 県内のほとんどの産婦人科で利用できます。利用については、医療機関の受付に問い合わせてください。
- 県外の医療機関で妊婦健康診査を受診される人は、いったん費用の全額を医療機関に支払ってください。すべての妊婦健康診査が終了した後、費用の一部を還付しますので、請求の手続きをしてください。

補助券は

- 妊婦健康診査補助券は、妊娠届出時に発行します。

※転出・転入後は、以前の補助券が使用できません。保健センターにお問い合わせください。

■妊婦歯科健康診査

妊娠中の歯の健康管理はお母さん、赤ちゃんのどちらにとっても大切です。妊娠中はホルモンバランスの変化などで、むし歯や歯周病が進みやすくなります。また、お母さんにむし歯があると、食事の口移しや食器からむし歯菌が赤ちゃんに移る可能性があります。歯科健診を受けて、母子ともに健康に過ごせるようにしましょう。

費用

500円(妊娠中に1回のみ)

※治療が必要な場合、治療費は自己負担になります。

受診方法

実施医療機関に電話予約し、書類を用意して受診してください。

必要な書類

- 母子健康手帳
- 妊婦歯科健康診査受診票
- 保険証

各種助成

■出産育児一時金

問 人権住民保険課 ☎0747-52-5528

出産育児一時金は、出産された人が出産時に加入している健康保険から支給されます。

国民健康保険に加入されている人

出産育児一時金として50万円(内16,000円は産科医療補償制度の掛金)を支給します。原則として、医療機関

への高額の出産費用を直接支払わなくてもよくなる「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払い制度」となります。

⚠ 国民健康保険以外の保険に加入の人

国民健康保険以外の健康保険でも、同様の制度があります。詳しくは勤務先または加入している健康保険へお問い合わせください。

■未熟児養育医療給付

問 保健センター ☎0747-52-9403

原則として出生体重が2,000g以下で入院養育が必要と医師が認めた乳児に対し、保護者の所得に応じて医療費の一部を給付します。申請方法はお問い合わせください。

手当

問 健康こども課 ☎0747-52-5523

■児童手当

支給対象

高校生年代まで(18歳になる年度の3月まで)の児童を養育している人

支給額

	第1子、第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～ 高校生年代まで	10,000円	30,000円

※19歳になる年度の4月から22歳になる年度の3月までのこどものうち受給者が養育しているこどもがいる場合、そのこどもに対して手当の支給はありませんが、届出いただければ1子目以降として扱い、3人以上のこどもがいる場合は多子加算の対象になります。

■児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていないこどもを養育している場合や、父母のうちどちらかに一定の障害がある場合などに支給される手当です。支給には所得やその他の制限があります。

⚠ 支給対象とならない場合

父または母と生計を同じくしていないことが支給要件となっている場合について、再婚等により受給者が婚姻(事実婚を含む)している場合は支給対象となりません。

⚠ 手当が支給されない場合

支給対象に該当しても、子どもが児童福祉施設に入所したとき、または請求者および児童が公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けられるときなどは、手当が支給されない場合があります。



ひとり親家庭の支援

問 健康こども課 ☎0747-52-5523

【就業に向けた能力開発への各種支援】

母子・父子家庭の母・父の主体的な能力開発への支援のために、自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進給付金等があります。受講費用などの一部を支給します。事前申請が必要ですので、ご相談ください(県事業)。

貸付の種類

- 修学資金(高校～大学) ●事業開始資金 ●事業継続資金 ●技能習得資金 ●修業資金
- 就職支度資金 ●住宅資金 ●転宅資金 ●就学支度資金 ●結婚資金 ●生活資金 ●医療介護資金

【母子・父子ならびに寡婦福祉資金貸付金】

母子家庭・父子家庭・寡婦の人が経済的に自立して、安定した生活を送るため、就学支度資金などの福祉資金の貸し付け相談を行っています(県事業)。

子どもの予防接種

問 保健センター ☎0747-52-9403

定期の予防接種(法定)と任意の予防接種があり、個別方式で行います。予防接種は、種類により受ける時期・回数などが定められていますので、注意してください。

個別
方式

契約医療機関で
接種を受けます。

定期の予防接種 ※1		対象者(町民のみ)	接種回数	個別方式
ロタウイルスワクチン ※どちらか一方を選択	1価	生後6週～24週	2回	○
	5価	生後6週～32週	3回	○
小児の肺炎球菌ワクチン		接種開始:生後2か月～6か月	4回	○
		接種開始:生後7か月～11か月	3回	
		接種開始:1歳	2回	
		接種開始:2歳～5歳未満	1回	
5種混合ワクチン第1期 (ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎・ヒブ)		生後3か月～7歳6か月未満	4回	○
BCGワクチン		1歳未満(標準として生後5か月～8か月)	1回	○
B型肝炎ワクチン		1歳未満	3回	○
麻しん風しん1期		1歳～2歳未満	1回	○
麻しん風しん2期		小学校就学前(年長組)の1年間	1回	○
水痘(みずぼうそう)ワクチン		1歳～3歳未満	2回	○
日本脳炎ワクチン1期(初回)		3歳～7歳未満	2回	○
日本脳炎ワクチン1期(追加)		7歳6か月未満	1回	
日本脳炎ワクチン2期		9歳～13歳未満(標準として小学4年生)	1回	
2種混合ワクチン(ジフテリア・破傷風)		11歳～13歳未満(標準として小学6年生)	1回	○
子宮頸がん予防ワクチン		中学1年生～高校1年生	3回	○

※1:定期の予防接種は、原則として無料で受けることができます。ただし、指定医療機関以外の医療機関で接種した場合には、その費用により自己負担額が発生することがあります。



子育て・教育

乳幼児健康診査

問 保健センター ☎ 0747-52-9403

対象

3～4か月児・9～10か月児・1歳6か月児・3歳6か月児
※対象児には、1週間前までに個別に通知します。
※幼児健康診査の歯科医師による診察は別日に実施します。

受診方法

- お子さんの対象となる健康診査を確認してください。
- 予約の必要はありません。直接会場にお越しください。

区分	内容
3～4か月児健康診査	問診・小児科医による診察・身体計測・保健指導・栄養指導・歯科指導
9～10か月児健康診査	問診・小児科医による診察・身体計測・保健指導・栄養指導・歯科指導
1歳6か月児健康診査	問診・小児科医による診察・歯科医師による診察・身体計測・保健指導・栄養指導・歯科指導
3歳6か月児健康診査	問診・小児科医による診察・歯科医師による診察・身体計測・尿検査・視力検査(必要な場合に限り)・聴力検査(必要な場合に限り)・保健指導・栄養指導・歯科指導

認定こども園・特別保育事業

問 健康こども課 ☎ 0747-52-5523

認定こども園の入所について

対象者

- 1号認定(幼稚園部分)
年齢要件を満たせば、どなたでも入園していただけます。
- 2号・3号認定(保育所部分)
保護者の就労や病気などの理由により、家庭で保育できない乳幼児に限ります。

入所申し込み

- 新年度(4月)からの入所
詳しくは、広報紙やホームページなどでお知らせします。
- 年度の途中入所
健康こども課までお問い合わせください。

認定こども園

区分	設置者	名称	定員	住所	電話番号	入所可能年齢	保育時間 (延長保育を含む)		特別保育事業			
							平日	土曜日	一時預かり	支援拠点	地域子育て	病後児保育
認定こども園	公立	大淀町	認定こども園みくる	140人	下淵353-1	0747-58-8200	0歳児から ※生後6か月から	午前7時30分 午後7時00分	午前7時30分 午後4時30分	○	○	○
		学校法人修栄会	きたの学園	120人	北野23-8	0746-32-1870	0歳児から ※生後57日から	午前7時00分 午後8時00分	午前7時00分 午後5時30分	○		
	私立		延明保育園	105人	桧垣本1833-1	0747-52-0388	0歳児から ※生後6か月から		第1・3・5土曜 午前7時00分 午後4時30分			
		社会福祉法人延明福祉会	花吉野えんめい保育園	125人	福神1-122	0747-54-5056		午前7時00分 午後7時00分	第2・4土曜 午前8時30分 午後4時30分	○		



子育て・教育

特別保育事業

●一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所（園）等で一時的に預かる事業

●地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互に交流を行える場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言などの援助を行う事業

●病後児保育事業

病気の回復期にある児童を集団保育の困難な期間、保育所（園）等に付設された専用の保育室で一時的に保育する事業

事業名	実施場所	住 所	電話番号	実施時間		利用可能 年齢	利用料金	定 員	申し込み
				平 日	土曜日				
一時預かり事業	認定こども園 みくる	下湊 353-1	0747-58-8200	午前8時30分 ～ 午後4時30分	なし	生後6か月～ 小学校就学前	日額1,300円 半日 650円 その他必要経費 有	5人	認定こども園 みくる
	花吉野 えんめい保育園	福神 1-122	0747-54-5056	午前7時00分 ～ 午後7時00分	午前8時30分 ～ 午後4時00分	生後6か月～ 小学校就学前	花吉野えんめい保育園に直接 問い合わせてください		
地域子育て 支援拠点事業	地域子育て支援 センター めばえ	下湊 353-1	0747-58-8222	地域子育て支援センターに直接問い合わせてください。					
病後児 保育事業	病後児保育室 にじ	下湊 353-1	0747-58-8288	午前8時30分 ～ 午後6時30分	なし	満1歳～小学 校3年生	日額2,000円 その他必要経費 有	4人	病後児保育室 にじ

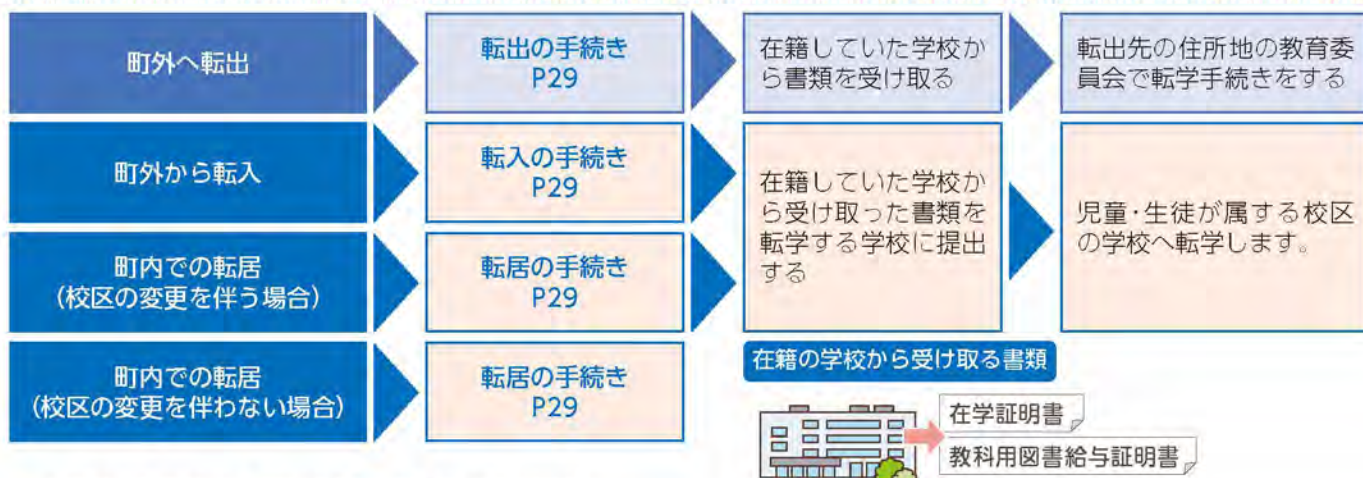


小学校・中学校に関する手続き

問 学務課 ☎ 0747-52-1522

町内に住所がある児童・生徒は教育委員会が指定する小・中学校に入学することとなります。
1月末までに自宅に「就学通知書」をお送りします。

◆引っ越した時の手続きの流れ



小学校・中学校の一覧はP61に掲載しています。

※大淀町教育支援センター

学校に行きづらさを感じる子どもたちが安心して過ごせる居場所として、また、子どもたち一人ひとりの状況に合わせた学習支援や、さまざまな活動や体験を通した多様な教育の機会を確保することで社会的自立を促す支援を行います。

- 開所日時 火・木・金 午前9時30分～午後3時
 - 対象 大淀町在住の小中学生等
 - 場所 中増61-2
- ☎ 0746-34-5016

◆区域外・校区外就学制度について

保護者・児童生徒の諸事情により町外から町内の学校へ就学する場合や、町内の別校区の学校へ就学を希望する場合は、一定の基準に該当した場合にのみ、希望する他の学校への就学を認める制度があります。

詳しくは、学務課までお問い合わせください。

こんなときは…?



●就学費用のことで困っているとき

経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者へ、学用品費・給食費などの一部を援助します。

●お子さんの心身状態に不安があるとき

発達の遅れや障がいのある児童・生徒について、就学に関する教育相談を随時行っています。



子育て・教育

放課後児童健全育成事業(学童保育)

問 健康こども課 ☎0747-52-5523

保護者が労働などで昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休業中に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。申請は健康こども課で受け付けています。

◆学童保育施設一覧

学童保育施設	実施場所	定員	問い合わせ先
希望ヶ丘プレジャールーム	北野54-1	70人	0746-32-0626
緑ヶ丘プレジャールーム	土田382-1	70人	0747-52-3850
桜ヶ丘プレジャールーム	桧垣本2012-1	70人	0747-52-7353
あそびの森プレジャールーム(※)	桧垣本2096	90人	0747-53-0377

※あそびの森プレジャールームは、町の基準を満たした施設として社会福祉法人延明福祉会が設置運営しています。

目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後などに適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的としています。

対象児童

小学1年生から6年生の児童のうち、保護者の労働や疾病などにより、ひと月の間に15日以上監護を受けることができない状態が3か月を超える児童

閉所日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、その他必要と認める日

※あそびの森は土曜日も閉所

開所時間

通常 授業終了後～午後7時

小学校の休業日 午前7時30分～午後7時

※災害時、その他特に必要と認める場合には閉所日を変更し、開所時間を延長・短縮します。





ごみの分別ルール

問 環境整備課 ☎ 0747-52-5548

◆ごみの分別

種類	分別	内容	収集回数
可燃ごみ	可燃ごみ	生ごみ枝葉 (長さ40cm、太さ3cm以内) プラスチック製品 (プラマークがないもの) 布皮製品 可燃性棒状の1.5mまで など	週2回
不燃ごみ	不燃ごみ	硬いプラスチック製品 (クーラーボックス・ポリタンク) 陶磁器類 (刃物等は紙で包む) 家電製品 スプレー缶 (穴あけ不要) 金属含む棒状の1.5mまで など	月1回
資源ごみ	カン	飲料カン 食品カン (缶詰カン・ミルク缶) (菓子カン) ※中身を出してすすいで下さい ※飲料カンのキャップは外して不燃ごみへ	月1回
	ビン	飲料ビン、酒ビン 調味料ビン 化粧ビン、常備薬ビン ※中身を出してすすいで下さい ※外せるふたは分別して出してください	月1回
	ペットボトル	ペットボトル ※中身を出してすすいで下さい (キャップとラベルは外して容器包装プラスチックに分別)	月1回
	古紙類	新聞 雑誌・書籍 ダンボール 紙パック ※4種類以外の雑紙は可燃ごみへ (広げて乾燥させる)	月1回
	古布類	毛布 古着 月1回	月1回
	容器包装プラスチック	容器包装プラスチック 発泡スチロール トレイ ※中身を出してすすいでください ※☑マークの無いものや 汚れが落ちないものは可燃ごみへ	月2回
粗大ごみ	粗大ごみ	家具 自転車など (指定袋に入らないごみ) ※布団はすべて粗大ごみです ※ダンスなどの中は空にしてください	週1回 毎週水曜日 (申込制)
有害ごみ	有害ごみ	蛍光灯 電池 充電式電池 内蔵製品 水銀体温計 水銀温度計 電球 など ※町役場と旭ヶ丘総合センターに回収ボックスを設置しています ※可燃ごみの横に出してください	月1回 月の最終 可燃ごみ 収集日



ごみの収集

収集コース名	収集地区
Aコース (可燃ごみ月・木収集)	中増・西増・増口(辰巳米穀店横道～西増へ至る間)・上比曽・馬佐・口越部・中越部・奥越部・緑ヶ丘団地・南大和・口松垣本・上松垣本・金吾町・吉野平・畑屋・芦原・新町全域・岡崎全域・北町学園前・花吉野ガーデンヒルズ・持尾
Bコース (可燃ごみ火・金収集)	増口(第一分団消防会館～小澤石油)・出口・比曽・北六田・北野・新野・土田(緑ヶ丘団地を除く)・矢走・西町全域・香梨台・車坂町・高見台・つつじヶ丘・北町全域・岩壺・鉾立・大岩・今木・薬水・佐名伝・大阿太グリーンポリス

ごみ出しの注意点

- それぞれの収集日は4ヶ月に1度各戸に配布しているごみ収集日程表をご確認ください。
- ごみは分別表のとおり分別して指定ごみ袋に入れ、それぞれの収集日の当日午前8時までに出示してください。(ごみ収集車が通過した後に出されたごみは収集しませんのでご注意ください)
- 可燃ごみ以外のごみは、動物のいたずら等が少ないため、ポリバケツ等から出しておいってください。

粗大ごみの収集は毎週水曜日、事前申込制です。

- ◎1回の申込で5点まで回収することができます。立会いは原則不要です。
- ◎処理手数料は証紙シールでの徴収です。1点に対して1枚の証紙を貼ってください。
※証紙シールを貼っていない粗大ごみは回収できません。
- ◎家電リサイクル製品(テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫)の場合は立会いと収集手数料が必要です。

申込先 大淀町一般廃棄物処理施設 ☎0747-52-8419

処理施設への直接搬入は、事前に電話申込みをお願いします。

- ◎日程調整が必要なので、事前に電話申込をしてください。
- ◎処理施設の稼働状況によっては希望日に搬入できない場合があります。

申込先 さくら美化センター ☎0746-47-2215

◆収集・持ち込みできないごみの処理方法

建築廃材(産業廃棄物に限る)	木材類・瓦・ブロック・レンガ・土砂・コンクリート・石膏ボードなど	販売店または 専門処理業者へ 相談してください。
営業用機材・器具	コピー機・業務用ミシン・塗料缶・シンナー缶など	
農機具	耕運機・田植え機など	
自動車・単車	自動車・単車・電動車・タイヤ・ホイール・バッテリー・自動車部品など	
医療廃棄物	注射針・注射筒・輸液点滴セット・アンプルなど	
爆発・引火危険性のあるもの	ガソリン・ベンジン・シンナー・廃油・塗料・石油類・農薬・劇薬など	
神仏具	仏壇・仏具・神棚・位牌など	
処理困難物	ガスボンベ・消火器・ソーラー・大型温水器・ピアノ・浴槽や風呂釜・耐火金庫・パチンコ・ゲーム機・介護用電動ベッド・自動販売機・業務用冷蔵庫・焼却灰・ビルトインIHコンロなど	

ごみの出し方や分別方法、収集日を確認できるスマートフォン向けアプリ「さんあ〜る」をぜひご活用ください。ダウンロードは、右記の二次元コードにアクセスしてください。
(ダウンロードは無料ですが、通信料は利用者負担となります。)



iPhone



Android



犬の登録・狂犬病予防接種

問 環境整備課 ☎ 0747-52-5548

狂犬病予防法に基づき、犬の所有者は犬を取得した日から30日以内に犬の登録をしなければなりません。また、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければなりません。

犬を飼ったら	予防接種	犬が死亡したら
登録は犬の生涯に一度です 犬を飼い始めてから30日以内に(生後90日以内の子犬の場合には、生後90日を経過してから30日以内に)登録を行うことが法律で定められています。登録が完了すると登録番号が記載された鑑札が渡されますので、首輪等に付けてください。 	年に1回 予防注射を受けた場合、狂犬病予防注射済票交付の手続きをしなければ予防注射を受けたことにはなりません。 狂犬病予防接種済票の交付には狂犬病予防接種済証が必要です。 	登録抹消手続きを行うため、死亡後30日以内に死亡届を提出してください。 
登録 鑑札の再交付	狂犬病予防注射 狂犬病予防注射済票交付の手続き	死亡届出書を提出
登録手数料 3,000円 再交付手数料 1,600円	交付手数料 550円 再交付手数料 340円	必要なもの 鑑札
飼い主が変わった・引っ越した 登録事項の変更届出書を提出		
● 飼い主・住所などに変更があった場合は、環境整備課で変更届を出してください。 ● 転出される人は、転出先の市町村へ鑑札を持って行ってください。		

土地・景観

問 都市整備課 ☎ 0747-52-5579

土砂等による土地の埋立て及び切土をするとき

町内の土地において宅地造成、土砂等による埋立て、盛土および切土行為を行う場合、県知事の許可や届出が必要となることがあります。

農地の貸し借り・売買

農地の貸し借り・売買、農地転用については、農業委員会や県知事の許可が必要です。(P32参照)

景観を守るために

町内で景観に影響を与える恐れのある大規模行為(※)を行う場合は、県もしくは町への届出が必要です。
※大規模行為とは、大規模な建物の建築や土石の採取のことです。

土地取引をするとき

次の面積以上の土地取引(売買など)を行う場合は、契約締結後2週間以内に県知事への届出が必要です。

- 市街化区域…………… 2,000㎡以上
- 市街化調整区域… 5,000㎡以上

屋外広告物を表示・設置するとき

町内に屋外広告物(看板など)を表示または設置するときは、自己の所有する土地や建物でも、「屋外広告物法」や「奈良県屋外広告物条例」などの規定により、町の許可が必要となることがあります。

森林所有者になったとき

森林の土地を取得したときや森林の立木を伐採するときは届出が必要です。(P32参照)

建物

問 都市整備課 ☎ 0747-52-5579

新築・増築するとき

町内で建物を新築・増築する場合は県知事へ届出が必要です。なお、建物用途や構造・規模によっては、確認申請書の提出が必要です。

建物を解体するとき

床面積が80㎡以上の建物を解体する場合は、工事を始める7日前までに県知事へ届出が必要です。



生活・環境

水道を使い始めたり止めたりするときは、届出が必要です。

水道の利用開始と中止

引っ越しが決まったら…

水道の利用
を
開始

転入、町内転居
の場合

開始(開栓)届の提出

水道の利用
を
中止

町外への転出、
転居の場合

中止(閉栓)届の提出

引っ越し予定日の1週間前を目安に、
まずは奈良県広域水道企業団 大淀事務所に電話連絡を

下記の必要事項についてお伝えください。

- ①住所・氏名
- ②利用開始予定日
- ③電話番号

- ①お客様番号
(「請求書」「使用水量等のお知らせ(検針票)」に記載されています。)
- ②現住所・契約者氏名・電話番号
- ③引っ越し予定日
(最後に使用する日)
- ④引っ越し先の住所・電話番号
- ⑤精算方法
(後日、納付書で納付)

⚠届出を行わずに無断で使用された場合、停水処分となることがあります。

⚠届出を行わずに転出・転居された場合、その後の使用量の負担が生じる場合があります。

◆水道料金について

水道料金は、メーターから計算した使用量に基づいて算定します。

- 検針をする2か月の間に水道の使用を開始、または止めたときは、その使用日数に応じた基本料金に当該従量料金を加算した額を請求します。
- 水道料金を指定納期限内にお支払いいただけない場合、給水を停止することがありますので、ご注意ください。

支払い方法

料金の請求は、下水道使用料とあわせて2ヶ月に1回となっています。下記取扱窓口にてお支払いください。

- 1 各コンビニエンスストア
- 2 取扱金融機関

南都銀行・ゆうちょ銀行または郵便局(近畿2府4県)・近畿労働金庫・奈良県農業協同組合・京都銀行・三十三銀行・紀陽銀行・奈良信用金庫・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・京都中央信用金庫

- 3 スマートフォンアプリ

料金の支払いは、便利な「口座振替」がおすすめです！

金融機関または郵便局にてお申し込みください。

支払日は27日(隔月)です。

必要なもの

領収書、通帳、届出印鑑

自分でできる漏水の確認方法



メーター表示部

まず敷地内にある水道の蛇口をすべて閉めましょう。その後、水道メーターのパイロットマークを調べ、少しでも回っていたらどこかで水が漏れていることになります。

➡ すぐに企業団の指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。

広告

大淀設備工業所

お気軽にお電話下さい

水道冷暖房工事・衛生浄化槽工事
土木工事・管工事・設計施工
奈良県知事許可・上下水道指定工事店



大淀町松垣本1971-4

☎0747-52-2595
FAX0747-52-2927

水まわりの事なら お任せ下さい//
奈良県知事認可 上下水道指定工事店

(株)米田設備

オール電化工事・浄化槽・衛生工事
土木工事・管工事・設計施工

快適なくらしのアドバイザー
バック交換からリフォームまで
お気軽にご相談下さい

大淀町矢走383-1

☎0747-52-5814
FAX0747-66-9245

椿本設備工業所

水に関する
トラブルなら
おまかせ!

排水衛生設備・浄化槽設備
下水道工事一式

まずはお気軽にお電話下さい。

下市町阿知賀477

☎(0747)53-0235

下水道

問 都市整備課 ☎0747-52-5579

きれいな水で、快適な暮らしを。

汚れた水を集めてきれいな水によみがえらせる下水道は、快適な生活を支える重要な施設です。下水道を利用できる区域にお住まいで、下水道の接続をされていない人は、早めに接続工事をお願いします。

◆下水道使用料

下水道使用料は、下水道施設の維持管理に必要な費用の一部を負担いただくもので、使用水量に応じて算定されます。料金は上水道の料金と一緒に請求します。使用料は、納期限内にお支払いください。また、便利な口座振替をご利用ください。

◆こんな場合は手続きを

下水道使用区域で、次のような場合には印鑑を準備して、届出の手続きをしてください。

- 転入・転出をされるとき
(上水道の手続きをされた場合は必要ありません。)
- 使用者や所有者が変わるとき
- 井戸水使用や井戸水併用使用をしている世帯の人数が変わるとき

◆雨水等の浸入について

大淀町の下水道事業は、分流式(汚水と雨水を別々に排除する方式)のため、下水道管へは汚水のみが流れます。

下水道管に雨水が浸入することにより、下水道施設へ被害を与える可能性があります。下水道管への雨水の侵入防止に、ご協力をお願いします。

◆助成金制度

既設の汲み取り便所(し尿浄化槽による水洗便所を含む)を水洗便所(公共下水道に污水管が連結されたものに限る)に改造しようとする人に対して、改造に要する資金の一部を助成する制度を設けています。詳しくは、上下水道部へお問い合わせください。

下水道の利用開始と中止

家庭からの汚水を公共下水道に流すために、宅地内に設置されたますや排水管を排水設備といいます。これら排水設備は個人の財産となりますので、個人で維持管理を行っていただくことになります。



下水道に流してはいけないもの

下水道はみんなの施設です。管を詰まらせたり、処理場に悪影響を及ぼすものは流さないでください。

【例】台所の食品くず・残飯、天ぷら油、ガソリン、アルコール、薬品など



※食器洗いや洗濯などに使う洗剤は、必ず「無リン」のものを使ってください。また、水洗トイレでは溶ける紙(トイレットペーパー)を使ってください。

もしも下水道が詰まったら

下水道(トイレ・台所・風呂場なども含む)が詰まったら、大淀町の排水設備指定工事店にご連絡ください。



し尿収集と浄化槽

問 環境整備課 ☎0747-52-5548

◆し尿収集業務にご協力ください

- 月1回定期収集しましょう。
- 収集のときは、収集量等を確認してください。
- 便槽の周囲は整理し、蓋の上に物を置かないでください。
- 転入、新規申し込み、廃止、所帯人数の変更などは、業者に申し出てください。
- 便槽の改良などで、定期収集以外に収集を希望される場合は、5日ほど前に業者に連絡してください。
- 収集は、必ず許可業者(町内4業者)に依頼してください。

◆浄化槽設置後の維持管理

浄化槽の正しい使い方と保守点検・清掃および法定検査は、浄化槽法で義務づけられています。

- 便器の掃除には、微生物に影響のある薬剤は使用せず、水またはぬるま湯を使用してください。
- モーターを使用している浄化槽は、電源を切らないでください。
- 浄化槽の上部、周辺部には物を置かないでください。
- 清掃は、必ず許可業者(町内4業者)に依頼してください。



相談・自治会

各種相談

相談の種別	内容	問い合わせ先
人権相談	人権に関する心配ごとについての相談に応じます。	人権施策推進室
無料法律相談	弁護士による無料法律相談を開催します。	人権住民保険課
消費生活相談	消費生活相談員が悪徳商法等の消費生活相談に応じます。	人権住民保険課
教育相談	児童・生徒本人の生活やご家庭の人の子育てについて不安や悩みの相談に応じます。	町教育支援センター ☎0746-34-5016
心配ごとと合同相談	暮らしの中での不安やお困りごとについての相談に応じます。(月2回)	社会福祉協議会 ☎0747-52-1941
行政相談	登記・年金・保険・雇用など行政機関の仕事で、わからないこと、身近な困りごとについて行政相談委員が相談に応じます。(月2回、心配ごとと合同相談と同時開催)	総務課

開催日時等、詳しくはお問い合わせいただくか、広報紙やホームページでご確認ください。

あなたも自治会へ

問 総務課 ☎0747-52-5501

◆自治会ではふれあいを通して住みよいまちづくり活動を行っています

環境美化活動

ごみステーション・道路・河川・公園など生活に身近な場所の環境美化に努めます。

広報紙などの配布

町が発行する広報紙やお知らせなどを配布します。また、地域で行われる行事など身近な情報もお知らせします。

親睦行事の実施

地域住民との交流や親睦を深めるため、祭りなどの行事を開催します。

法テラス

身近な法的トラブルについてお気軽に問い合わせてください。
解決に役立つ法制度や最適な相談機関を紹介します。

問い合わせ

- 法テラス奈良 ☎0570-078338
- 法テラス南和法律事務所(下淵やすらぎビル内) ☎050-3383-0025



広告

常に最善の解決を求めます

相続・遺言

亡くなった方や残されたご家族のお気持ちの問題を大切にしながら、難解な法律用語や複雑な手続きなどお困りなことの力になります。

交通事故

交通事故の加害者・被害者との示談交渉、加害者への損害賠償請求など交通事故問題の適正な解決を一緒に目指します。

離婚問題

熟年離婚、経営者特有の離婚問題なども含む離婚にまつわる問題解決のお手伝いを致します。

債務整理

借金の減額交渉、払いすぎた利息(過払い金)の回収、破産申立などのお手伝いを致します。



Nara Manyo Law Office 奈良万葉法律事務所

お気軽にご相談下さい!



Nara Manyo Law Office
奈良万葉法律事務所
受付時間 平日10:00～18:00

TEL:0744-28-8100
〒634-0063 橿原市久米町569
ヒロタウエストゲート神宮前2F

奈良弁護士会所属
弁護士 高島 健太郎
弁護士 大谷 理史
弁護士 江川 孝明

— 広 告 —

よしの中央

司法書士事務所

身近な街の法律家

法律相談
裁判手続
成年後見
財産管理
年金相談
企業法務
不動産

大淀町大字桧垣本2124-1

TEL:0747-54-2460



相談・自治会

— 広 告 —

サラム行政書士事務所

行政書士 茶本達彦



檀原市久米町569-406

☎ 0744-26-6777

FAX 0744-27-0006

E-mail salam@leto.eonet.ne.jp

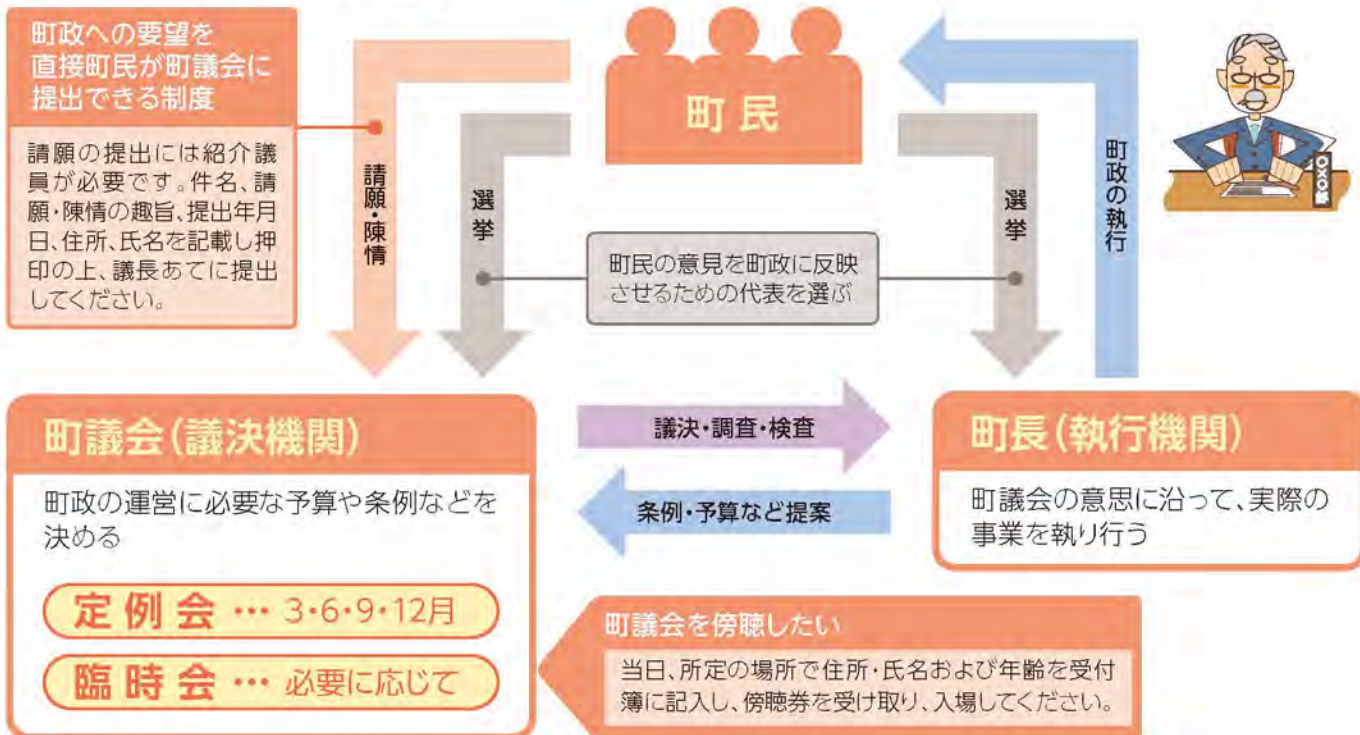


議会・選挙

町議会のしくみ

問 議会事務局 ☎ 0747-52-5564

町議会と町長は、直接選挙によって選ばれた、私たちの代表です。町民の声を反映した、よりよいまちづくりをめざして、それぞれの役割と権限を尊重します。



選挙

問 選挙管理委員会（総務課） ☎ 0747-52-5501

◆選挙権と投票

18歳以上の日本国民で、3か月以上大淀町に住んでいる人は大淀町で投票を行います。選挙の際、選挙人名簿に登録されている人には投票所入場券を送付しますので、入場券に記載された投票所に持参して投票してください。

※選挙権があっても、大淀町の選挙人名簿に登録されていないと投票することはできません。

選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に基づいて行いますので、転出や転居などの届出はすみやかに行ってください。



◆投票の方法

選挙は、選挙期日（投票日）の投票時間内（午前7時～午後8時）に投票所において投票するのが原則ですが、次のような方法でも投票することができます。

投票の種類	対象者	投票場所	備考
期日前投票	仕事や用事で投票日に投票所に行けない人	期日前投票所	大淀町役場内に設けられます。
不在者投票	入院・出張・旅行・住所移転・その他やむを得ない理由で投票所に行けない人	他の市区町村や指定病院など	郵送等に時間がかかる場合がありますので、利用される場合は、選挙管理委員会へお早めにお問い合わせください。
郵便等による不在者投票	「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「介護保険被保険者証」をもち、法律の定めで該当する人	自宅等	この制度を利用するには、あらかじめ「郵便投票証明書」の交付を受ける必要があります。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。



施設一覽

施設	名称	所在地	電話番号
役場機関	町役場	桧垣本2090	0747-52-5501(代)
	教育委員会	桧垣本2090	0747-52-1522
文化・生涯学習	文化会館	桧垣本2090	0747-54-2110
	図書館	桧垣本2090	0747-54-2120
	杉本記念文化センター	増口525-9	0746-32-2489
	旭ヶ丘総合センター	比曽327-1	0746-32-5189
	桜ヶ丘総合センター	下淵1223	0747-52-5402
医療・福祉	保健センター	桧垣本2090	0747-52-9403
	高齢者ふれあい活動センター	下淵1300-3	0747-54-5533
	地域包括支援センター	桧垣本2090	0747-52-7760
	社会福祉協議会	下淵1223	0747-52-1941
	南奈良総合医療センター	福神8-1	0747-54-5000
認定こども園	町立認定こども園みくる	下淵353-1	0747-58-8200
	私立きたの学園	北野23-8	0746-32-1870
	私立延明保育園	桧垣本1833-1	0747-52-0388
	私立花吉野えんめい保育園	福神1-122	0747-54-5056
子育て	発達支援室カラフル	下淵353-1	0747-58-8223
	子育て支援センターめばえ	下淵353-1	0747-58-8222
	病後児保育室にじ	下淵353-1	0747-58-8288
	子育てサポートセンター	桧垣本2090	0747-52-6801
	児童センター	下淵1298-1	0747-52-8319
	教育支援センター	中増61-2	0746-34-5016

施設	名称	所在地	電話番号
小学校・プレジャーium	大淀希望ヶ丘小学校	北野54-1	0746-32-1290
	希望ヶ丘プレジャーium	北野54-1	0746-32-0626
	大淀緑ヶ丘小学校	土田365	0747-52-5974
	緑ヶ丘プレジャーium	土田382-1	0747-52-3850
	大淀桜ヶ丘小学校	下淵959	0747-52-8756
	桜ヶ丘プレジャーium	桧垣本2012-1	0747-52-7353
中学校	大淀中学校	桧垣本1581	0747-52-4161
スポーツ	健康づくりセンター	北野89-1	0746-34-5501
	平畑体育館	桧垣本2445-19	0747-52-6234
	パークゴルフ場	大岩409-10	0745-67-0543
暮らし	大淀町商工会	下淵906-1	0747-52-9555
	道の駅吉野路大淀iセンター	芦原536-1	0747-54-5361
	シルバー人材センター	桧垣本2494	0747-54-5522
	町営斎場	下淵525-1	0747-52-6902
	一般廃棄物処理施設	下淵1641-16	0747-52-8419
	さくら美化センター	西増596-3	0746-47-2215
	奈良県広域水道企業団大淀事務所	下淵961	0747-52-0137
警察・消防	吉野警察署	下淵389-1	0747-53-0110
	下淵交番	下淵884-2	0747-52-0956
	土田駐在所	土田507-241	0747-52-5620
	近鉄六田駅前駐在所	新野241-1	0746-32-2277
	今木駐在所	今木243-1	0745-67-0109
	大淀消防署	土田187	0747-52-1199



施設一覽

